

# 適正な表示の食品を仕入れましょう。 別紙

## 販売する際には表示事項の欠落がないように。

業務用と呼ばれる食品であっても、消費者へ販売される可能性のあるものは、一般用加工食品として食品表示基準に定められた消費者向けの表示が容器包装に必要です。

### ○一般用加工食品の表示

一般用加工食品(消費者向け)は、必要な表示事項すべてが容器包装に表示されます。  
(冷凍食品)

名称	冷凍とんかつ
原材料名	豚肉(アメリカ)、でん粉、食塩、こしょう、衣(パン粉、でん粉、小麦粉、卵白(卵を含む)、食塩、糖類)
添加物	調味料(アミノ酸等)、カラメル色素、乳化剤(大豆由来)、増粘多糖類
内容量	200g
賞味期限	2016.2.1
保存方法	要冷凍(-18℃以下)
加熱調理の必要性	加熱してお召し上がりください。
凍結前加熱の有無	加熱してありません。
販売者	株式会社〇〇食品販売会社 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番地
製造所	□□製造株式会社 □□県□□市□□ □丁目□番地

栄養成分表示  
1個(23g)当たり

熱量	68kcal
たんぱく質	1.6g
脂質	3.6g
炭水化物	6.9g
食塩相当量	0.4g

注)任意表示である豚肉の原料原産地を表示した例。

### ○業務用加工食品の表示

業務用加工食品は、容器包装だけでなく、原材料名、食品関連事業者(表示責任者)、原料原産地名、原産国名については送り状等に表示することができます。また、内容量は計量法に従って表示され、栄養成分の量及び熱量等は任意で表示されます。

(冷凍食品) <容器包装に表示>

名称	冷凍とんかつ
原材料名	(一部に豚肉・小麦・卵を含む)
添加物	調味料(アミノ酸等)、カラメル色素、乳化剤(大豆由来)、増粘多糖類
賞味期限	2016.2.1
保存方法	要冷凍(-18℃以下)
加熱調理の必要性	加熱してお召し上がりください。
凍結前加熱の有無	加熱してありません。
製造所	□□製造株式会社 □□県□□市□□ □丁目□番地

### 送り状

**原材料名:** 豚肉(アメリカ)、でん粉、食塩、こしょう、衣(パン粉、でん粉、小麦粉、卵白、食塩、糖類)  
**販売者:** 株式会社〇〇食品販売会社(〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番地)

注)任意表示である豚肉の原料原産地を表示した例。

## 業務用食品を取扱う上で注意すべき点は？

### <製造業者の方>

業務用として販売する商品には、一般用加工食品としての表示義務を満たしていないことを書面等で明示しましょう。そうでない場合は、一般用食品としての表示をしましょう。

### <卸売・小売業者の方>

直接消費者へ販売する場合、又は販売先が消費者へ販売する可能性がある場合は、一般用食品の表示がされた食品であることを確認して仕入れましょう。製造者と合意の上、一般用食品の表示が無い場合、自社の責任で適切な表示をしなければなりません。

### <飲食店・弁当製造業の方>

業務用食品として適切な表示がされた食品であることを確認して仕入れましょう。

## (参考)業務用加工食品に関するQ&A

### Q 業務用食品とはどのような食品ですか？

A 業務用加工食品とは、加工食品のうち、消費者に販売される形態となっているものの以外のもをいいます。

業務用生鮮食品とは、生鮮食品のうち、加工食品の原材料になるものをいいます。  
(消費者庁食品表示基準Q&A 総則-21を参照)

### Q 業務用スーパーではどのような表示が必要ですか？

A 消費者にも販売される可能性があるものについては、食品表示基準に定められた消費者向けの表示を行うことが必要です。

(消費者庁食品表示基準Q&A 総則-18を参照)

### Q 外食やインストア加工用の食品のみに仕向けられる業務用加工食品は食品表示基準に基づく表示が必要ですか？

A 外食向け等のみに供給されることが確実な業務用加工食品(外食事業者へ直接卸されるもの等)については、容器包装に入れられた業務用加工食品の表示事項のうち「原材料名」、「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」、「原産国名」及び「原料原産地名」を除いて必要です。

なお、販売先の使用用途が外食等向けのみかどうか不明な場合は、上記で示した表示事項も必要です。

(消費者庁食品表示基準Q&A 加工-191、281を参照)

### Q 業務用加工食品の表示は、どこにすればよいのですか？

A 業者間取引では、容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示することができます。

なお、規格書等へ表示する場合には、容器包装、送り状又は納品書等において、発送、納品された製品が、どの規格書等に基づいているのかを照合できるようにすることが必要です。

このように、業務用加工食品の義務表示事項を、容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示することも認めていますが、食品表示基準第13条第1項第2号で規定している事項(保存の方法、消費期限又は賞味期限、添加物、製造所、アレルギーなど)にあっては、容器包装に表示することが義務付けられているため、これらに従い表示しなければなりません。

(消費者庁食品表示基準Q&A 加工-289を参照)

### Q 業務用加工食品として販売したにもかかわらず、購入した業者が直接消費者に販売して表示に不備が生じた場合、製造者が表示責任を問われますか？

A 明らかに業務用として販売することを想定した商品について、製造者が業務用加工食品として販売するものであって、一般用加工食品としての義務表示を満たしていないことを取引時に書面等で明確に示しているにもかかわらず、購入する販売者が一般用に販売する場合、直接消費者に販売する業者が表示責任者として一般用加工食品としての表示を行う必要があります。

(消費者庁食品表示基準Q&A 加工-296を参照)